

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

目次

第一章～第四章 省略  
第五章 登録免許税法等の特例（第十五条―第十七条）  
第六章 省略  
附則

（定義）

第一条 省略

2 次章において「居住者」又は「確定申告書」とは、それぞれ法第二条第二項第一号又は第二号に規定する居住者又は確定申告書をいう。

3 第三章において「人格のない社団等」又は「法人課税信託」とは、それぞれ法第二条第三項第一号又は第二号に規定する人格のない社団等又は法人課税信託をいう。

（企業立地促進区域等において機械等を取得了た場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二 令第十二条の二第三項第一号に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令

改正前

目次

第一章～第四章 同上  
第五章 登録免許税法等の特例（第十五条―第十七条の二）  
第六章 同上  
附則

（定義）

第一条 同上

2 次章において「居住者」、「確定申告書」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第二項第一号、第二号又は第八号に規定する居住者、確定申告書又は減価償却資産をいう。

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」又は「減価償却資産」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号又は第十号に規定する人格のない社団等、法人課税信託又は減価償却資産をいう。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得了た場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二 令第十二条の二第二項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

2 令第十二条の二第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得了た場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二の二 令第十二条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁

第三号) 第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十二条の二第三項第一号に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

2 法第十条第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

令第三号) 第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十二条の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三 法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者 次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第七十七条第一項に規定する労働者名簿

(2) 労働基準法第八十条に規定する賃金台帳

(3) ①又は②に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類  
その他の書類でその者が同日において令第十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域(①及び次号において「特定被災区域」という)内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三 令第十二条の三第八項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する個人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2 法第十条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

3 法第十条の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十条の三第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二条の三第五項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

二 令第十二条の三第一項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し(平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し)

ロ 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする書類

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三の二 令第十二条の三の二第八項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する個人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2 法第十条の三の二第四項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二条の三の二第五項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十二條第一項の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2) 省 略

ロ 令第十二條の三第五項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 省 略

(2) 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) 省 略

二 法第十條の三第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二條の三第六項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省 略

ロ 令第十二條の三第六項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 省 略

三 法第十條の三第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二條の三第八項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第十二條の三第八項第二号に掲げる者（同号イに掲げる者に限る）

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ(1)及び第三号ロ(1)において「証明書」という。）

(2) 同 上

ロ 令第十二條の三の二第五項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1) 同 上

(2) 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

(3) 同 上

二 法第十條の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二條の三の二第六項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 同 上

ロ 令第十二條の三の二第六項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 同 上

三 法第十條の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇業者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十二條の三の二第八項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第十二條の三の二第八項第二号に掲げる者（同号イに掲げる者に限る）

。次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省 略

ハ 令第十二条の三第八項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る。)  
。次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 省 略

ニ 令第十二条の三第八項第三号に掲げる者  
その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等)において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の四 法第十条の三の二第三項において準用する法第十条の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三の二第三項第一号に掲げる者  
その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者  
次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十二条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省 略

ニ 令第十二条の三の二第三項第二号に掲げる者  
次に掲げる書類のうち

限る。)  
。次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 同 上

ハ 令第十二条の三の二第八項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る。)  
。次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 同 上

ニ 令第十二条の三の二第八項第三号に掲げる者  
その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等)において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除)

第三条の三の三 法第十条の三の三第三項において準用する法第十条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十二条の三の三第三項第一号に掲げる者  
その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者  
次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十二条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 同 上

ニ 令第十二条の三の三第三項第二号に掲げる者  
次に掲げる書類のうち

その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類  
イ〜ハ 省 略

(新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)

**第三条の五** 令第十三条第三項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産(所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。)に限る。)とする。

2 法第十一条第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一〜三 省 略  
四 法第十一条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

**第三条の五の三** 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規

その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類  
イ〜ハ 同 上

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

**第四条** 令第十二条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第十五号)別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエア(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産(所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。)に限る。)とする。

2 法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一〜三 同 上  
四 法第十条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)

**第三条の五** 令第十三条第三項に規定する財務省令で定めるものは、前条第一項に規定する減価償却資産とする。

2 法第十一条第四項において準用する法第十条の五第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第十一条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 その名称及び内容  
二 その実施予定期間  
三 その実施場所  
四 法第十一条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例)

**第三条の五の三** 法第十一条の三の三の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規

則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第三条の五の三第二項の規定により読み替えられた同令第六条第一項各号に掲げる者」と、「要件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十三条の二の二に規定する要件」とする。

2 法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の二に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条第一項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」と、同項第二号中「法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等と見込まれる者を含む。）並びに」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

### 第三条の七 省 略

#### 2・3 省 略

4 法第十一条の五第二項に規定する財務省令で定める計画は、同項に規定する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項に規定する土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

#### 一 省 略

二 前号に掲げるもののほか、当該市町村若しくは福島県の議会又は法令若しくは当該市町村若しくは福島県の条例、規則その他の規程により設

則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の三の三の個人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第三条の五の三第二項の規定により読み替えられた同令第六条第一項各号に掲げる者」と、「要件」とあるのは「要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第十三条の二の三に規定する要件」とする。

2 法第十一条の三の三の債務処理に関する計画が令第十三条の二の三に規定する要件に該当するかどうかの判定をする場合には、第六条第一項第一号中「令第十七条第一項」とあるのは「法第十一条の三の三」と、同項第二号中「法人（人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下この章において同じ。）、その役員（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十五号に規定する役員をいう。）及び株主等（同条第十四号に規定する株主等をいい、同号に規定する株主等と見込まれる者を含む。）並びに」とあるのは「個人及び」と、「当該法人」とあるのは「当該個人」と、それぞれ読み替えるものとする。

（被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等）

### 第三条の七 同 上

#### 2・3 同 上

4 法第十一条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

#### 一 同 上

二 前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程によ

けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該市町村又は福島県がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

## 5 | 7 | 省 略

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第五条の二 令第十五条の二第四項第一号の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第三十六項に規定する財務省令で定める事実は次に掲げる事実とし、同項に規定する財務省令で定める書類は市町村長又は特別区の区長の第一号に規定する従前住宅に係る東日本大震災による被害の状況その他の事項を証する書類(その写しを含む。)、当該従前住宅の登記事項証明書、当該被害を受けた者の住民票の写し(当該被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするものに限る。)その他の書類で次に掲げる事実を明らかにする書類とする。

一 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと(同項に規定する居住年が令和七年から令和十二年までの各年である場合には、当該従前住宅が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居

り設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

5 | 法第十一条の五第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

一 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二 前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

## 6 | 8 | 同 上

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例)

第五条の二 同 上

一 法第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなったこと(同項に規定する居住年が令和七年である場合には、当該従前住宅が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができ

住の用に供することができなくなったこと及び同条第六項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたものであること。）。

## 二 省 略

### 2 省 略

### 3 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又は

その翌年以後八年内（同日（以下この項において「居住日」という。）の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項に規定する居住用家屋の新築等（以下この項において「居住用家屋の新築等」という。）若しくは同条第一項に規定する買取再販住宅の取得（以下この項において「買取再販住宅の取得」という。）に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等（租税特別措置法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年で租税特別措置法第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合又は法第十三条の二第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、法第十三条の二第一項又は第四項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後十一年内（のいずれかの年分の所得税につき同条第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用については、同項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「同項」とあるのは

なくなつたこと及び同条第六項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたものであること。）。

## 二 同 上

### 2 同 上

### 3 法第十三条の二第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分又は

その翌年以後八年内（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る同項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合には、法第十三条の二第一項又は第四項に規定する居住の用に供した日の属する年分又はその翌年以後十一年内）のいずれかの年分の所得税につき同条第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき同項又は同条第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定の適用については、同項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「場合」と、「同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「同項の」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条第一項の」と、「書類を添付して」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の記載）をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第

「若しくは同項」と、「同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、かつ、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、「同条第一項の規定の適用を受けた」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けた」と、「つき同項」とあるのは「つき震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条第一項」と、「書類を添付して」とあるのは「書類の添付及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第五条の二第一項に規定する書類の添付（同条第四項の規定の適用がある場合には、同項の記載）をして」と、「同条第一項の規定の適用を受けている旨」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項又は第四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「の記載をする」と、「書類の添付」とあるのは「書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添付」とする。

4 前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、当該翌年以後の各々が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等（同条第十七項の規定により当該増改築等に該当するものとみなされる同項に規定する特例増改築等を含む。）に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適

四項の規定により法第四十一条の規定の適用を受けている旨」と、「を記載する」とあるのは「の記載をする」と、「書類の添付」とあるのは「書類の添付及び同令第五条の二第一項に規定する書類の添付」とする。

4 前項に規定する住宅被災者が、その適用を受けた年分の翌年分以後の各年分の所得税につき、当該翌年以後の各々が法第十三条の二第一項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第一項に規定する再建住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合又は当該翌年以後の各々が法第十三条の二第四項に規定する居住年に該当する同項に規

用を受けようとする場合又は当該翌年以後の各年が法第十三条の二第四項に規定する居住年に該当する同項に規定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

5 | 法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租

税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「同条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「居住用家屋の新築等、同項」とあるのは「居住用家屋の新築等若しくは同項」と、「同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四

定する住宅の特別特定再取得等（租税特別措置法第四十一条第一項に規定する増改築等に該当するものに限る。）に係る法第十三条の二第四項に規定する再建特別特定住宅借入金等につき同項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合には、当該適用を受けようとする年分の所得税に係る確定申告書に前項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十項の規定による記載をすることにより第二項の規定による書類の添付に代えることができる。

5 | 法第十三条の二第一項又は第四項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が租

税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における租税特別措置法施行規則第十八条の二十三の規定の適用については、同条第三項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」と、「六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条」とあるのは「又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

十一条」と、同条第六項中「若しくは令和五年」とあるのは「から令和七年までの各年」と、「法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する住宅の新築取得等（以下この項において「住宅の新築取得等」という。）が同条第一項」と、「同項」とあるのは「若しくは同項」と、「同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が同条第六項に規定する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合」とあるのは「に該当するものである場合、居住日の属する年が令和八年若しくは令和九年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものである場合、居住日の属する年が令和十年から令和十二年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等（法第四十一条第二十五項に規定する対象エネルギー消費性能向上住宅に係るものを除く。）に該当するものである場合」と、「で同項」とあるのは「で法第四十一条第六項」と、「同条第十一項若しくは第十四項の規定により同条」とあるのは「震災特例法第十三条の二第四項の規定により法第四十一条」とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六条の二 令第十七条の二第一項に規定する財務省令で定める事業は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第八条第一項第五号ロに該当する事業とする。

2 令第十七条の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十七条の二第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する書類とする。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人

税額の特別控除)

第六条の二 令第十七条の二第三項第一号に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、同号に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する同条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

2 法第十七条の二第一項の表の第三号の第五欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

税額の特別控除)

第六条の二の二 令第十七条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十七条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三 法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、同条第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する被災雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三第一項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 平成二十三年三月十一日以前から雇用されている者 次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1) 労働基準法第七十七条第一項に規定する労働者名簿

(2) 労働基準法第八十条に規定する賃金台帳

(3) ①又は②に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から雇用されていることを明らかにする書類

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに雇用された者 次に掲げる書類  
その他の書類でその者が同日において令第十七条の三第一項第一号に規定する特定被災区域(1)及び次号において「特定被災区域」という。内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類

(1) 平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二條第一項の使用者のその者を同日において特定被災区域内に所在する事業所において雇用していた旨を証する同項の証明書

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三 令第十七条の三第六項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する法人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2| 法第十七条の三第一項の表の第三号の第四欄のイに規定する財務省令で定める事業は、福島復興再生特別措置法施行規則第三十九条第一項第一号に掲げる事業とする。

3| 法第十七条の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十七条の三第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三第三項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(2) 雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書(その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。)

二 令第十七条の三第一項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを証する書類

イ 住民票の写し(平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し)

ロ 住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において特定被災区域内に居住していたことを明らかにする書類

(企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三の二 令第十七条の三の二第六項第三号に規定する財務省令で定める者は、同号に規定する法人の同号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された者とする。

2| 法第十七条の三の二第四項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域(1)及びロにおいて「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省略

ロ 令第十七条の三第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 省略

二 法第十七条の三第一項の表の第二号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三第四項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省略

ロ 令第十七条の三第四項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 省略

三 法第十七条の三第一項の表の第三号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三第六項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第十七条の三第六項第二号に掲げる者(同号イに掲げる者に限る。)

。次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号イに規定する福島国際研究産業都市区域(1)及びハにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。)の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省略

ハ 令第十七条の三第六項第二号に掲げる者(同号ロに掲げる者に限る。)

。次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 同上

ロ 令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 同上

二 法第十七条の三の二第一項の表の第二号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第四項第一号に掲げる者 次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 同上

ロ 令第十七条の三の二第四項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島県の区域内に居住していたことを証する書類

(1)・(2) 同上

三 法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる法人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける法人 同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 令第十七条の三の二第六項第一号に掲げる者 その者が第一号イ又はロに掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める書類

ロ 令第十七条の三の二第六項第二号に掲げる者(同号イに掲げる者に限る。)

。次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していたことを証する書類

類  
(1)・(2) 省 略

二 令第十七条の三第六項第三号に掲げる者 その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の四 法第十七条の三の二第三項において準用する法第十七条の三第四項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三の二第三項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者 次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十七条の三の二第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 省 略

二 令第十七条の三の二第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類  
イ 省 略

(新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の五 令第十八条第三項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア

る書類  
(1)・(2) 同 上

二 令第十七条の三の二第六項第三号に掲げる者 その者が福島復興再生特別措置法施行規則第四十四条第三号に掲げる者に該当するものとして記載された同項第三号に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に係る同令第四十条第一項の申請書の写し又は同令第四十一条第一項の申請書の写し

(避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)

第六条の三の三 法第十七条の三の三第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の三第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める書類とする。

一 令第十七条の三の三第三項第一号に掲げる者 その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ 同 上

ロ 平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者 次に掲げる書類その他の書類でその者が同日において令第十七条の三の三第三項第一号に規定する避難対象区域(1)及び次号において「避難対象区域」という。)内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

(1)・(2) 同 上

二 令第十七条の三の三第三項第二号に掲げる者 次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類  
イ 同 上

(特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の四 令第十七条の五第二項に規定する財務省令で定めるものは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第六の上欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア

(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産(法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)に限る。)とする。

2 法第十八条第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 三 省 略

四 法第十八条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)  
第七条 省 略

2・3 省 略

4 法第十八条の九第二項に規定する財務省令で定める計画は、同項に規定する市町村又は福島県が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項に規定する土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

一 省 略

二 前号に掲げるもののほか、当該市町村若しくは福島県の議会又は法令

エア(同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあつては、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産(法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)に限る。)とする。

2 法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、同条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 三 同 上

四 法第十七条の五第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等)

第六条の五 令第十八条第三項に規定する財務省令で定めるものは、前条第一

一項に規定する減価償却資産とする。

2 法第十八条第三項において準用する法第十七条の五第三項に規定する財務省令で定める書類は、法第十八条第一項に規定する開発研究につき次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 その名称及び内容

二 その実施予定期間

三 その実施場所

四 法第十八条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する開発研究用資産の明細

(被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例等)  
第七条 同 上

2・3 同 上

4 法第十八条の九第二項第一号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県(第二号及び第三号において「第一号特定住宅被災市町村等」という。)が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第一号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時に現に効力を有するものとする。

一 同 上

二 前号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等の議会又は法令

若しくは当該市町村若しくは福島県の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、当該市町村又は福島県がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

（東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税）

第十五条 法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 東日本大震災により滅失し、又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物の所有者 令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長の証明に係る書類で同条第一項に規定する滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの（当該登記に係る建物が令第三十条第三項第二号に該当する建物である場合にあっては、当該書類及び同号に規定す

令若しくは第一号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、第一号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

5 法第十八条の九第二項第二号に規定する財務省令で定める計画は、同号に規定する特定住宅被災市町村又は当該特定住宅被災市町村の存する県（第二号及び第三号において「第二号特定住宅被災市町村等」という。）が単独で又は共同して作成した東日本大震災からの復興を図るための次に掲げる計画で同項第二号に掲げる土地等の買取りをする者の当該買取りの時間において現に効力を有するものとする。

一 地域再生法第八条第一項に規定する認定地域再生計画その他の法律の規定による計画

二 前号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等の議会又は法令若しくは第二号特定住宅被災市町村等の条例、規則その他の規程により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの議を経て策定された計画

三 前二号に掲げるもののほか、第二号特定住宅被災市町村等がインターネットの利用その他適切な方法により公表している計画

（東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税）

第十五条 同 上

一 東日本大震災により滅失した建物又は東日本大震災により損壊したため取り壊した建物の所有者 令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で同条第一項に規定する滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの（当該登記に係る建物が令第三十条第三項第二号に該当する建物である場合にあっては、当該

る証明に係る書類)

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の所有者(前号に掲げる者を除く。)

同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日(当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。)及び法第三十九条第一項に規定する代替建物(次項第四号イ及びニにおいて「代替建物」という。)の新築又は取得の日を明らかにする書類

## 2

相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族(それぞれ令第三十条第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は三親等内の親族をいう。以下この項において同じ。)が法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 三 省 略

四 三親等内の親族 次に掲げる書類

イ・ロ 省 略

ハ 滅失建物等が所在していた市町村の市町村長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し又は消除された住民票の写しその他の書類で、平成二十三年三月十日(当該滅失建物等が警戒区域設定指示等が行われた日)において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合にあつては、当該警戒区域設定指示等が行われた日の前日)においてその適用を受けようとする者が当該滅失建物等に当該滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの

ニ 代替建物が所在する市町村(特別区を含む。)の市町村長(特別区

の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写しその他の書類で、その適用を受けようとする者が当該代替建物の当該滅失建物等所有者と同居

書類及び同号に規定する証明に係る書類)

二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の所有者(前号に掲げる者を除く。)

同号に定める書類並びに当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日(当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。)及び法第三十九条第一項に規定する代替建物(次項第四号ハにおいて「代替建物」という。)の新築又は取得の日を明らかにする書類

## 2

同上

一 三 同 上

四 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 滅失建物等が所在していた市町村(特別区を含む。ニにおいて同じ。)の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。ニにおいて同じ。)から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写し又は消除された住民票の写しその他の書類で、平成二十三年三月十日(当該滅失建物等が警戒区域設定指示等が行われた日)において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合にあつては、当該警戒区域設定指示等が行われた日の前日)においてその適用を受けようとする者が当該滅失建物等に当該滅失建物等所有者と同居していたことを証するもの

ニ 代替建物が所在する市町村の市町村長から交付を受けた滅失建物等所有者の属する世帯の住民票の写しその他の書類で、その適用を受けようとする者が当該代替建物の当該滅失建物等所有者と同居する者であることを証するもの(前項の登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあつては、当該滅失建物等所有者と同居

する者であることを証するもの（前項の登記の申請の日までに当該滅失建物等所有者と同居していない場合にあつては、当該滅失建物等所有者と同居すると見込まれることを明らかにするもの）

### 3・4 省 略

5 前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた建物が滅失建物等に該当する旨を証する市町村長の書類の写し及び当該建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

（東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

第十六条 法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、令第三十一条の滅失建物等（以下この条において「滅失建物等」という。）の床面積の合計又は当該滅失建物等の敷地の用に供されていた土地の面積を明らかにする書類（当該土地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた滅失建物等に係る被災代替建物（同項に規定する被災代替建物をいう。以下この条において同じ。）の敷地の用に供される土地に該当する場合にあつては、当該書類及び当該土地の取得の日を明らかにする書類）のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地である場合 次に掲げる書類

イ 令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長の証明に係る書類で、滅失建物等の所有者であつた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの

### ロ 省 略

ハ 当該登記を受けようとする者が前条第二項第四号に掲げる者である場合には、同号イからハまでに掲げる書類

## 二 省 略

（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の

居すると見込まれることを明らかにするもの）

### 3・4 同 上

5 前項の証明を受けようとする者は、その申請書に、その所有していた建物が滅失建物等に該当する旨を証する市町村長又は特別区の区長の書類の写し及び当該建物に代わるものとして新築又は取得をした建物の詳細を明らかにする書類を添付しなければならない。

（東日本大震災の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

## 第十六条 同 上

一 同 上

イ 令第三十条第一項又は第二項第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の区長の証明に係る書類で、滅失建物等の所有者であつた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該滅失建物等の所在地の記載があるもの

### ロ 同 上

ハ 当該登記を受けようとする者が前条第二項第四号に掲げる者である場合には、同号イからハまでに掲げる書類

## 二 同 上

（東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の

免税を受けるための手続

第十六条の二 法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の市町村長の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、当該被災者が令第三十一条の二第一項に規定する者に該当すること、当該被災農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと、当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び当該被災農用地の面積の記載があるもの
- 二 被災農用地に代わるものとして取得した農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この号及び次項第四号において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること、当該農用地の面積及びその取得の日の記載があるもの

免税を受けるための手続

第十六条の二 法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 東日本大震災によりその所有する農用地（法第四十条の二第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。）に被害を受けた者に掲げる書類
  - イ 被災農用地（法第四十条の二第一項に規定する被災農用地をいう。以下この条において同じ。）の所在地の農業委員会の証明書で、同項に規定する被災者が農業を営む者であること、令第三十一条の二第一項第一号に掲げる者に該当すること、当該被災農用地に代わる農用地の取得後においても同条第三項に規定する従前農用地を耕作又は養畜の用に供することができないと見込まれること及び当該被災農用地の面積の記載があるもの
  - ロ 被災農用地に代わるものとして取得した農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること及び当該農用地の面積の記載があるもの
- 二 警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地の所有者（前号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類
  - イ 被災農用地の所在地の市町村長の証明書で、法第四十条の二第一項に規定する被災者が農業を営む者であること、令第三十一条の二第一項第二号に掲げる者に該当すること、当該被災農用地が警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたこと、当該警戒区域設定指示等の内容、当該警戒区域設定指示等が行われた日、当該警戒区域設定指示等が解除された日（当該登記の申請の日において当該警戒区域設定指示等が解除されている場合に限る。）及び当該被災農用地の面積の記載があるもの
  - ロ 被災農用地に代わるものとして取得した農用地の所在地の農業委員会又は市町村長の証明書で、当該農用地が当該被災農用地に代わるものとして取得した農用地であること、当該農用地の面積及びその取得の日の記載があるもの

2 相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する

者（それぞれ令第三十一条の二第二項各号に規定する相続人若しくは合併法人若しくは分割承継法人又は世帯員等に該当する者をいう。以下この項において同じ。）が法第四十条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その登記の申請書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 三 省 略

四 世帯員等に該当する者 被災農用地に代わるものとして取得をした農用地の所在地の農業委員会<sup>（一）</sup>の証明書でその適用を受けようとする者が当該世帯員等に該当する者であることを証する書類

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第十六条の三 法第四十条の三第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の三第一項の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替後の法」という。）」と、「者は」とあるのは「者が、申請により登記を受けようとする場合には」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「同条第二項」とあるのは「読替後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の三の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「の記載があるもの」とあるのは「並びに当該土地の取得に係る読替後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるもの（以下この条において「適格証明書」という。）」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、読替後の法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、福島県知事の嘱託により登記を受けようとする場合には、福島県知事に対する登記の嘱託の請求書に、適格証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該適格証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならないものとする」とする。

2 同 上

一 三 同 上

四 世帯員等に該当する者 被災農用地に代わるものとして取得をした農用地の所在地の農業委員会<sup>（一）</sup>又は市町村長の証明書でその適用を受けようとする者が当該世帯員等に該当する者であることを証する書類

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第十六条の二の二 法第四十条の二の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第二十九条の規定の適用については、同条中「法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四十条の二の二第一項の規定により読み替えて適用される法（以下この条において「読替後の法」という。）」と、「者は」とあるのは「者が、申請により登記を受けようとする場合には」と、「市町村長」とあるのは「福島県知事の証明書及び市町村長」と、「同条第二項」とあるのは「読替後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進事業により取得されたものであること、当該土地が施行令第四十二条の四第二項」と、「同条第三項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十一条の三の規定により読み替えて適用される施行令第四十二条の四第三項」と、「の記載があるもの」とあるのは「並びに当該土地の取得に係る読替後の法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の公告の日及びその者が当該土地を取得した日の記載があるもの（以下この条において「適格証明書」という。）」と、「ならない」とあるのは「ならないものとし、読替後の法第七十七条の規定の適用を受けようとする者が、福島県知事の嘱託により登記を受けようとする場合には、福島県知事に対する登記の嘱託の請求書に、適格証明書を添付し、当該登記の嘱託書に当該適格証明書を添付して当該登記の嘱託をすべき旨の請求をしなければならないものとする」とする。

（被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税を受けるための手続）

第十六条の三 法第四十条の三の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての同条に規定する被災関連市町村の長の証明書で、その者が当該被災関連市町村に対し交換により譲渡した土地に関する権利が同条に規定する復興整備事業の同条に規定する実施区域内に所在すること、当該土地に関する権利が当該復興整備事業の用に供されるものであること、当該登記に係る土地の所有権が当該実施区域外に所在すること及びその者が当該土地の所有権を取得した日の記載があるものを添付しなければならない。

（経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減を受けるための手続等）

第十七条の二 法第四十一条の二第一項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての主務大臣の証明書で、当該登記を受ける事項が同項の規定に該当するものであること及びその者が同項に規定する特定金融機関等であること並びに同項の変更後の経営強化計画に係る同項の主務大臣の承認の日及び当該変更後の経営強化計画が提出された日の記載があるものを添付しなければならない。

2| 令第三十二条の二に規定する財務省令で定める方策は、東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び当該被災者への支援をはじめとする法第三十四条第一項に規定する指定地域における東日本大震災からの復興に資する方策とする。

3| 登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第十二条第一項、第二項及び第六項の規定は、法第四十一条の二第一項第二号に規定する財務省令で定めるものについて準用する。

4| 法第四十一条の二第二項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「第四十一条の二第一項」とあるのは「第四十一条の二第一項（同条第二項を含む。以下この項において同じ。）」と、「当該登記が同項」とあるのは「当該登記が同条第一項」と、「こと及び」とあるのは「こと、」と、「並びに」とあるのは「、その者が分割により当該登記を受けようとする不動産の所有権又は抵当権を取得したこと、

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び第十六条第一号の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項の規定は、令和九年四月一日から施行する。

(特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十二号。以下「改正法」という。)(附則第七十二条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第二条第一項に規定する公共工事をいう。次条並びに附則第四条第一項及び第五条において同じ。)(の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに改正法附則第七十二条第一項に規定する事業の用に供することができなかつたことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第二項第二号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。)(に添付することにより証明がされた改正法第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧法」という。)(第十条第一項に規定する特定機械装置等とする。

2 | 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和八年政令第百二号。以下「改正令」という。)(附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号。以下「旧令」という。)(第十二条の二の規定に基づく改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(以下「旧規則」という。)(第三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、

「と、「提出された日」とあるのは「提出された日並びに当該分割の日」とする。」

同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（個人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

**第三条** 改正法附則第七十七条に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書に添付することにより証明がされた旧法第十一条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。

（特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第四条** 改正法附則第八十条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等（改正法第十一条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新法」という。）第二条第三項第七号に規定する中間申告書で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十二条第一項各号又は第四百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項を記載したもの及び新法第二条第三項第六号に規定する確定申告書をいう。次条において同じ。）に添付することにより証明がされた旧法第十七条の二第一項に規定する特定機械装置等とする。

**2** 改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十七条の二の規定に基づく旧規則第六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「東日本大震災復興特別区域法施行規則」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（令和八年復興庁令第三号）による改正前の東日本大震災復興特別区域法施行規則」とする。

（法人の被災代替船舶の特別償却に関する経過措置）

**第五条** 改正法附則第八十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、公共工事の工期の延長その他やむを得ない事情により令和八年三月三十一日までに事業の用に供することができなかったことにつき内閣総理大臣が確認をした書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた旧法第十八条の二第一項に規定する被災代替船舶とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

**第六条** 改正法附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧被災者等(旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。)は、旧規則第十五条第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第三十九条第一項に規定する代替物の新築又は取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

**2** 改正法附則第八十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の旧被災者等(旧規則第十五条第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。)は、旧規則第十六条の申請書に、同条に定める書類のほか、旧法第四十条第一項に規定する被災代替物の敷地の用に供される土地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。

**3** 改正法附則第八十七条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第四十条の二第一項に規定する者(旧規則第十六条の二第一項第一号に掲げる者に該当するものに限る。)は、旧規則第十六条の二第一項の申請書に、同号に定める書類のほか、旧法第四十条の二第二項に規定する被災農用地に代わるものとして取得した同項に規定する農用地の取得の日を明らかにする書類を添付しなければならない。